

華族令追加案議事筆記

二十七年五月九日

国立公文書館

分類

2 A

15-8

秘 33

国立公文書館

利用上の注意

本館蔵の議事筆記及び同委員会録は、非公開の席上における発言を記録したものであります。したがって当該発言者の共同著作物と解されますので、引用等発表に際し著作権法上の問題の生ずることのないよう特に御配慮願います。

明治二十七年五月九日午後三時開會
聖上臨御不被為在

出席員

議長

山縣議長

副議長

東久世副議長 十八番

顧問官

川村顧問官 十九番

福岡顧問官 廿二番

佐々木顧問官 廿三番

尾崎顧問官 廿六番

田中顧問官 廿七番

樺山顧問官 廿八番

仁禮顧問官 廿九番

海江田顧問官 三十番

細川顧問官 卅一番

河瀬顧問官 卅三番

欠席負

皇族

熾仁親王 一番

彰仁親王 二番

貞愛親王 三番

能久親王 四番

威仁親王 五番

載仁親王 六番

依仁親王 七番

大臣

伊藤總理大臣 八番

黒田満信大臣 九番

西郷海軍大臣 十番

井上内務大臣 十一番

大山陸軍大臣 十二番

榎本農商務大臣 十三番

陸奥外務大臣 十四番

渡邊大藏大臣 十五番

井上文部大臣 十六番

芳川司法大臣 十七番

顧問官

佐野顧問官 廿一番

高島顧問官 廿四番

勝 顧問官 廿五番

野村顧問官 廿二番

説明委員

山崎調査課長

報告員

平田書記官長

書記官

道家書記官

橋本書記官

議長 本日ハ華族令追加案第一讀會ヲ開ク修
 正案ヲ以テ議題ト為ス朗讀ハ省畧ス
 報告負(平田) 御諮詢案大体ニ就キ説明ヲ為ス
 ハシ曩ニ明治十七年華族懲戒令ヲ設ケラレ
 タルモ其ノ條中或ハ体刑ニ涉ルモノアルニ
 依リ明治廿三年ニ至テ之ヲ廢止セリ然ルニ

宮内大臣上奏ノ理由書ニ云ヘルカ如ク現今
 華族中廉耻ヲ破リ品位ヲ辱ムル者アリト雖
 其之ニ加フヘキ制裁、設ケナシ蓋シ欠典ト
 謂ハサレヘカラス抑モ華族ハ社會ノ上流ニ
 位シ士民ノ瞻望トナリ 皇室ノ藩屏タルノ
 職任ヲ負フモノニシテ若シ其ノ品位ヲ辱ム
 ル者アルトキハ之ニ相當ノ處分ヲ加フルハ
 當然ノ事ニシテ又之カ為ニ華族一般ノ品位
 ヲ高メ保セテ其ノ本分ヲ全カラシムル道ニ
 於テ欠クヘカラサレ制裁ナリ是レ本案ノ必

要起ル所以ナリ熟ラ惟ハニ人文日ニ開ケ世
運月ニ隆域ニ達スルニ随ヒ立憲ノ制ヲ布キ
人権物權ヲ確保スルト同時ニ自由ノ志想ヲ
發揚スルハ自然ノ結果ナリ其ノ弊ヤ同盟罷
工トナリ社會主義トナリ目下歐米各國ノ若
公所ノ弊害ナリ斯ル趨勢ニ對シ 皇室ノ藩
屏トナリ能ク社會ノ中正ヲ確持スルハ華族
ノ任ナリ明治二年大名ヲ廢シ華族ト稱シ十
七年五等ノ爵ヲ置キ懲戒令ヲ定メ世襲財産
ノ法ヲ設ケ華族ノ地位ヲ鞏固ニシタルヲ畢

竟其ノ職位ヲ全フセシメンカ為メナリ而テ
華族ノ職位ヲ全フセシメント欲セハ其ノ失
行ヲ責罰シ之カ戒飾ヲ加フルニ止ラズ亦同
時ニ其ノ保全ノ方法ヲ設ケザルハカラス是
レ本院ニ於テ家範設定ニ關スル條項ヲ加ヘ
内之ヲ抑制シ内外相頌テ其ノ目的ヲ達セン
トスルニアリ蓋シ第十一條第十二條ヲ設ケ
タル所以ナリ

委員(山崎) 只今書記官長ヨリ本院修正ノ理由
ヲ演說セラレタリ宮内省ニ於テモ此ノ修正

ハ原案ノ主意ニ背馳スルモノトハ認めス太
省ニ於テハ最初華族ノ監督上必要ノ取締ヲ
為スノ方針ヲ取り即チ消極的ノ方法ニ止ム
ルノ意ナリシト雖華族ハ士民ノ瞻望表範ニ
シテ國政上有為ノ地位ヲ占ムルモノナレハ
尚ホ進テ積極的ノ方法ヲ取テ宜ク之ヲ保護
シ或ハ多少干渉スヘシト去フカ如キハ宮内
省ニ於テモ異存ナキ所ナリ本院修正ノ主意
即チ茲ニ在ルヲ以テ本質ニ於テモ敢テ異議
ナシ

而テ茲ニ直接ノ關係ナキモ聊カ陳述ヲ要ス
ル事アリ是レ本案ノ貴族院ニ御諮詢セラル
ヘキモノナルヤ否ノ問題ナリ未タ曾テ貴族
院ニ御諮詢ノ先例ナシ固リ諮詢ハ天皇ノ
恩召次第ニテ必然ノモノニアラサレハ何レ
ニ決スルモ敢テ差支ナキカ如シト雖臣之ヲ
諮詢セラルハ徳義上得策ナリトノ意見ニ
テ宮内大臣ノ意モ亦諮詢ニアリ然ルニ其ノ
議事ハ如何ナル手續ニ依ルヤ更ニ規定スル
所ナシ貴族院ト交渉スルハ獨リ國務大臣ナ

レハ、宮内省ヨリ本案ヲ内閣ニ回付シ大臣ヲ
シテ辨明セシメンカ之レ憲法上ノ法案ニア
ラサレハ當然ノ職務ト云フヲ得サルカ如シ
然ラハ貴族院ハ諮詢セラル、モ之カ辨明ヲ
為スノ道ナク隨テ協議ヲ為スエトヲ得サル
モ、如シ本院ノ議決ヲ經レハ諮詢ニ必要
ノ手續ヲ為ス筈ナルニ何等ノ規定ナキヲ以
テ甚々苦慮スル所ナリ此ノ事本院ニ直接ノ
關係ナシト雖モ本案御諮詢ノ事柄ナレハ各
位ニ於テモ其ノ邊ニ賢慮アラントヲ請フ

議長 原案賛成ノ各位ニ起立ヲ請フ多数可決
ス第二讀會ヲ開ク

報告員(平田) 議案ヲ朗讀ス

第十一條 華族ハ宮内大臣ノ認許ヲ經テ相
續及家政上ノ關係ヲ定ムル為ニ法律命令
及華族ニ關スル規定ノ範圍内ニ於テ家範
ヲ定ムルコトヲ得

議長 原案賛成ノ各位ニ起立ヲ請フ多数可決
ス

報告員(平田)

第十二條 家範ハ宮内大臣ノ認許ヲ經ルニ
非サレハ其ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スル
コトヲ得

議長 原案賛成ノ各位ニ起立ヲ請フ多數可決
ス

報告員(平田)

第十三條 華族ノ戸主ニシテ左ニ掲クル事
項ノ一ニ當ルトキハ華族ノ稱ヲ除キ其ノ
爵位ヲ返上セシム

一 監視ニ付セラルヘキ禁錮ノ刑ニ處セ
ラレ又ハ刑法第三百五十三條第三百
六十四條ニ依リ禁錮ノ刑ニ處セラレ
タル者

二 家資分散若クハ破産ノ宣告ヲ受ケ一
箇年以内ニ復權セサル者

三 華族タルノ體面ヲ汚辱スル失行ノ甚
シキ者

議長 原案賛成ノ各位ニ起立ヲ請フ多數可決
ス

報告員(平田)

刑部
禮部
刑部

第十四條 第五條及第六條ノ禮遇ヲ享クル者ニシテ重罪ノ刑ニ處セラレ又ハ前條第一乃至第三ノ一二當ルトキハ其ノ禮遇ヲ禁止シ位記アル者ハ之ヲ返上セシム
華族ノ嫡長子孫ニシテ重罪ノ刑ニ處セラレ又ハ前條第一乃至第三ノ一二當ルトキハ華族ノ榮典ヲ繼承スルコトヲ得ス
議長 原案賛成ノ各位ニ起立ヲ請フ多數可決ス

報告員(平田)

第十五條 華族ノ戸主及第五條第六條ノ禮遇ヲ享クル者ニシテ左ニ掲クル事項ノ一二當ルトキハ其ノ禮遇ヲ停止ス
一 禁錮ノ刑ニ處セラレタル者
二 刑事ノ訴ヲ受ケ拘留又ハ保釋若クハ責付中ノ者又ハ監視中ノ者
三 家資分散若クハ破産ノ宣告ヲ受ケタル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケタル者
四 華族タルノ體面ヲ汚辱スル失行アリタル者

皇
憲
記

三十番(海江田) 本案ハ華族ニシテ不都合ノ行
為アル者ニ對スル處分方ナリ華族ニシテ斯
ル處分ノ必要アルハ誠ニ残念ノ次第ナリト
雖臣宮内大臣ハ華族ノ監督權ヲ有シ陛下ニ
對シ奉リ其ノ職任ヲ尽スノ責アルモノナレ
ハ華族ノ品位ヲ辱ムル者ヲ處分スルハ素リ
當然ノ事ナレハ大体ニ於テ異存ナシ而テ茲
ニ委員ニ説明ヲ請ヒタキモ、アリ是レ華族
教育ノ方針ナリ教育ハ如何ナル方針ヲ取テ
將來ニ進ムノ積リナルヤ華族ハ教育ノ義務

ヲ帶フ其ノ義務ヲ帶ヒナカラ教育ノ方針確
立セサルトキハ假令義務ヲ尽ント欲スト雖
氏各自其ノ所見ヲ異ニシ一致スルコト能ハ
ス國民ヲシテ舉テ一致セシムルコト固リ難
シト雖氏セメテ華族犬ケハ其ノ目的ヲ一定
シ置クノ必要アリ教育ノ方針一度確定スル
トキハ華族ハ一体同心トナリ四千万人ノ表
範トナリ自然民心ヲ誘動シテ國民舉テ有形
無形ノ合一ヲ計ルノ一端タルヘシ之ニハ詳
細ノ意見ナキニアラサルモ本案ニ關係ナキ

ヲ以テ敢テ陳述セズ然レモ教育ノ方針ヲ一
スルハ必要ナリ華族ハ上天皇ヲ戴キ皇室
藩屏トナリ下士民ノ瞻望トナルニハ先ツ其
ノ子弟ノ教育ヲ努メサレハカラス又華族ヲ
シテ懲戒ノ處分ヲ受ケサラシムルニハ宜ク
之ニ相當ノ教育ヲ施サレハカラス

議長 只今三十番ヨリ述ヘラレタル説ハ修正
説ナルヤ

三十番(海江田) 然ラス委員ニ説明ヲ求ムルニ
アリ

委員(山崎) 三十番ニ御答ヲ致ス華族ノ教育ニ

付テハ華族就學規則ナルモノアリ此規則ハ

華族一般ニ布達セラレタルモノニシテ凡ソ

華族ノ子弟ニハ中等ノ學科ヲ收メシムルノ

目的ナリ學習院ハ他ノ學校ト學科ノ異ナル

所アリ殊ニ明治廿五年ノ達ヲ以テ自ラ特色

ヲ表白シ陸海軍武官ノ養成ヲ主トシ隨テ之

ニ關スル時間最モ多シ且此規則中優美ノ氣

象ヲ養フノ個條アリ此個條ハ華族教育ノ主

眼トモ云フヘキモノナリ而テ華族教育ノ義

務ハ學習院中等科ヲ修ムレハ隨テ其ノ責ヲ
免ル、モノナリ

三十番(海江田) 華族教育ノ方法ヲ設ケ目下之
ヲ行フコトハ本官亦知ラサルニアラス然ル
ニ華族全体ノ精神既ニ乱レ居ルカ爲ニ其ノ
弊ヲ受クルヤ決テ其ノ子弟ニ止マラス肝心
ノ主人ニ其ノ甚キヲ見ルハ實ニ残念ノ次第
ナリ蓋シ本官カ意見ハ本案ニ直接ノ關係ナ
キヲ以テ別ニ辨論セス

議長 原案賛成ノ各位ニ起立ヲ請フ多數可決

ス

報告員(平田)

第十六條 第十條ノ義務ヲ充ヌサス又ハ華
族ノ品位ヲ保ツ能ハサル者ハ第十三條及

第十五條ニ準シ處分ス

議長 原案賛成ノ各位ニ起立ヲ請フ多數可決
ス

報告員(平田)

第十七條 第十三條第十四條第十五條ノ處
分ハ勅裁ヲ仰キ宮内大臣之ヲ行フ但華族ノ

ル、體面ヲ汚辱スル失行ノ甚シキ者又ハ失
行アリタル者若クハ華族ノ品位ヲ保ツ能ハ
サル者ニ對スル處分ニ付テハ勅裁ヲ仰クノ
前委員ヲ選命シ其ノ評議ニ付ス

議長 原案賛成、各位ニ起立ヲ請フ多數可決
ス

報告員(平田)

附則

第十八條 第十三條第二ノ期限ハ本令施行
前家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタル者

ニ對シテハ本令施行ノ日ヨリ起算ス

本令施行前身代限ノ處分ヲ受ケタル者ニ

シテ本令施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ債務

ノ辨償ヲ終ヘサルトキハ第十三條ヲ適用

ス

議長 原案賛成、各位ニ起立ヲ請フ多數可決

ス

第二讀會ヲ終リ第三讀會ヲ開ク

卅一番(細川) 既ニ可決セラレタル第十三條ニ

付キ一言辨スル筈ナリシモ發言ノ時機ヲ失

シ今三讀會ニ移リタルモ尚ホ一應陳辨致シ
置キタキ事アリ抑モ本條ニ付テハ前日来引
續キ種々議論、末委員五名ヲ撰ミ特ニ調査
ニ付セラレタル程、重要、箇條アリ而テ其
ノ論点ハ本條、刑法ニ觸ル、ヤ否、問題ナ
リ本條反對論者、説ハ爵ハ世襲ナリ容易ニ
奪フヘカラス之ヲ奪フコト決テ官吏免黜ノ
如キモノニアラス刑法ノ公權剥奪アリ刑法
ニ依ル、外爵ヲ失ヒ族ヲ除カル、コトナシ
若シ刑法以外ニ之カ褫奪ヲ行ハハ正ニ刑法

ニ抵觸スト云フニアリ原案賛成論者ノ説ハ
爵位褫奪ハ刑法ニ禁示ノ明文ナシ爵位ハ
天皇ノ大權ニ依テ授與セラレ隨テ之ヲ褫奪
スルハ華族ノ特權ニ對スル懲戒處分ニシテ
法律ノ關スル所ニアラス本案ハ此懲戒ヲ規
定シタルモノニシテ決テ刑法ニ抵觸スルコ
トナシト云フニアリ此説一理ナキニアラス
ト雖モ本官ハ原案ニ反對セリ本條此儘世上
ニ出ルトキハ必ス物議ヲ招クヘシ故ニ本官
ハ自説ヲ主張シタルモ遂ニ少數ニテ消滅シ

原案可決セラレタリ是レ第十三條ノ本會議ニ至ル迄ノ沿革ナリ本案ハ貴族院ニ諮詢セラル、ヲ以テ第十三條ニ付キ定テ多少ノ議論ヲ招クベシト雖氏之力辯解、立ヌト云フカ如キ恐モナケレハ此上ハ別ニ心配ヲ要セザルヘシ

大体ニ付テ尚ホ一言スヘキ事アリ宮内省ニ於テハ唯、消極的ノ方針、ミヲ取リタルモ本院ニ於テハ積極的ノ方法ヲ取ントスルニアリ消極的ノ働キハ不都合ノ趣為アル者ヲ除

去シ又ハ其ノ禮遇ヲ停止スルニアリト雖モ積極的ノ方法ハ不都合ノ所為ヲ未然ニ防クモノニシテ或ハ教育ノ制ヲ立テ或ハ家範ヲ設ケ内之ヲ制スルニアリスノ如ク賞罰并ビ行ハレテ初テ華族ノ體面ヲ維持スルコトヲ得ヘシ然レ教育ヲ力ムルモ尚ホ汚行ヲ改メス家範ヲ設クルモ之ヲ守ラス又ハ之カ為ニ訴訟ヲ為シ世襲財産法ノ設ケアルモ之ヲ實地ニ行ハサルカ如キ事アラハ折角ノ方法モ徒勞ニ屬スヘシ是等ノ不都合ヲシテ實際ニ

見ルコトナカラシムル為ニハ特ニ宮内大臣
ノ注意ヲ要スヘシ若シ戸主又ハ其ノ家族ニ
シテ華族タル体面ヲ全フスルコト能ハサル
者ニハ本案規定ノ通り宮内大臣ニ於テ之ヲ
處分スヘキハ當然ナリ然レ此ノ制裁ハ司法
警察ニシテ宮内大臣ノ注意ハ行政警察ノ如
キモノナリ行政警察ハ實効多キモノニシテ
務テ之ヲ利用シ司法警察ハ可成行フコトナ
キヲ望マサルヲ得ス華族ハ皇室ト休戚ヲ俱
ニスル者ナレハ懲戒處分ヲ行フ前宮内大臣

ハ宜ク機ニ應シ懇ニ説諭ヲ加ヘ折角拜受シ
タル榮典ヲ失フコトナカラシムル様注意ヲ
與ヘ保護ヲ行ヒ實際此ノ制裁ヲ用ユルノ必
要少ナカラシムコトヲ希望ス

議長 原案賛成ノ各位ニ起立ヲ請フ多數可決
ス

茲ニ第三讀會ヲ終ル

(午後四時閉會)

議長伯爵山田有朋

書記官長

平田東助

書記官

道家 齋

楊本圭三郎